

第1回 南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度
アクションプラン連絡調整会議
(南海トラフ地震現地調整会議準備会)

次 第

日時：令和7年5月19日(月) 14:00 ～

会場：オンライン

1 開 会 (司会：徳島県)

2 挨 拶

3 徳島県からの説明

- ・ 徳島県の現状について

4 意見交換

(1) 徳島県庁 L0 について

(2) 支援対象業務について

(3) 徳島県における受援体制について

(4) その他

5 閉 会

第1回 南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度
アクションプラン連絡調整会議 出席者 一覧

団体名	所属	役職	氏名	備考
鳥取県	危機管理部	次長	北村 勇治	兼危機管理政策課長
	危機管理部	課長補佐	森田 泰司	
	危機管理政策課			
	危機管理部	主事	川人 慎也	
	危機管理政策課			
新潟市	危機管理防災局	参事	永田 周三	
	危機管理防災局	課長	瀧澤 典彦	
	危機対策課			
	危機管理防災局	課長補佐	佐藤 貴則	
	危機対策課			
	危機管理防災局	主幹	縄井 勝文	
	危機対策課			
徳島県	危機管理防災局	主査	笹川 大範	
	危機対策課			
	危機管理部	部長	佐藤 章仁	
	危機管理部	副部長	飯田 政義	
	危機管理部	危機管理監	岩原 傑	
	危機管理部	次長	大井 文恵	兼危機管理政策課長
	危機管理部	課長	明星 康信	
	防災対策推進課			
	危機管理部	室長	唐渡 茂樹	
	防災対策推進課			
	被災者支援推進室	係長	坂東 知明	
	危機管理部			
	危機管理政策課	主任	久次米 剛	
	危機管理部			
	危機管理政策課	主任主事	中野 克紀	
	危機管理部			
	危機管理政策課	主任主事	田上 陽基	
	危機管理部			
	危機管理政策課	主事	生田 敬士	
	危機管理部			
	防災対策推進課			
総務省	自治行政局公務員部 公務員課応援派遣室	事務官	池田 直斗	オブザーバー参加

徳島県における現状について

徳島県危機管理部



防災すだちくん

1 徳島県の概要



- 四国の東部に位置
- 総面積は4,146.99km²
全体面積の約8割を山地が占めている
- 県南は広い平野部が少なく、
山地が直接海に沿った地形
- 約400年の歴史を誇る「阿波おどり」、
世界三大潮流の一つ「鳴門の渦潮」
など、伝統文化や自然が豊富
- 人口 678,771人(2025年4月1日時点)
- 職員数 3,153人(2024年4月1日時点
(※定員管理調査における一般行政職))

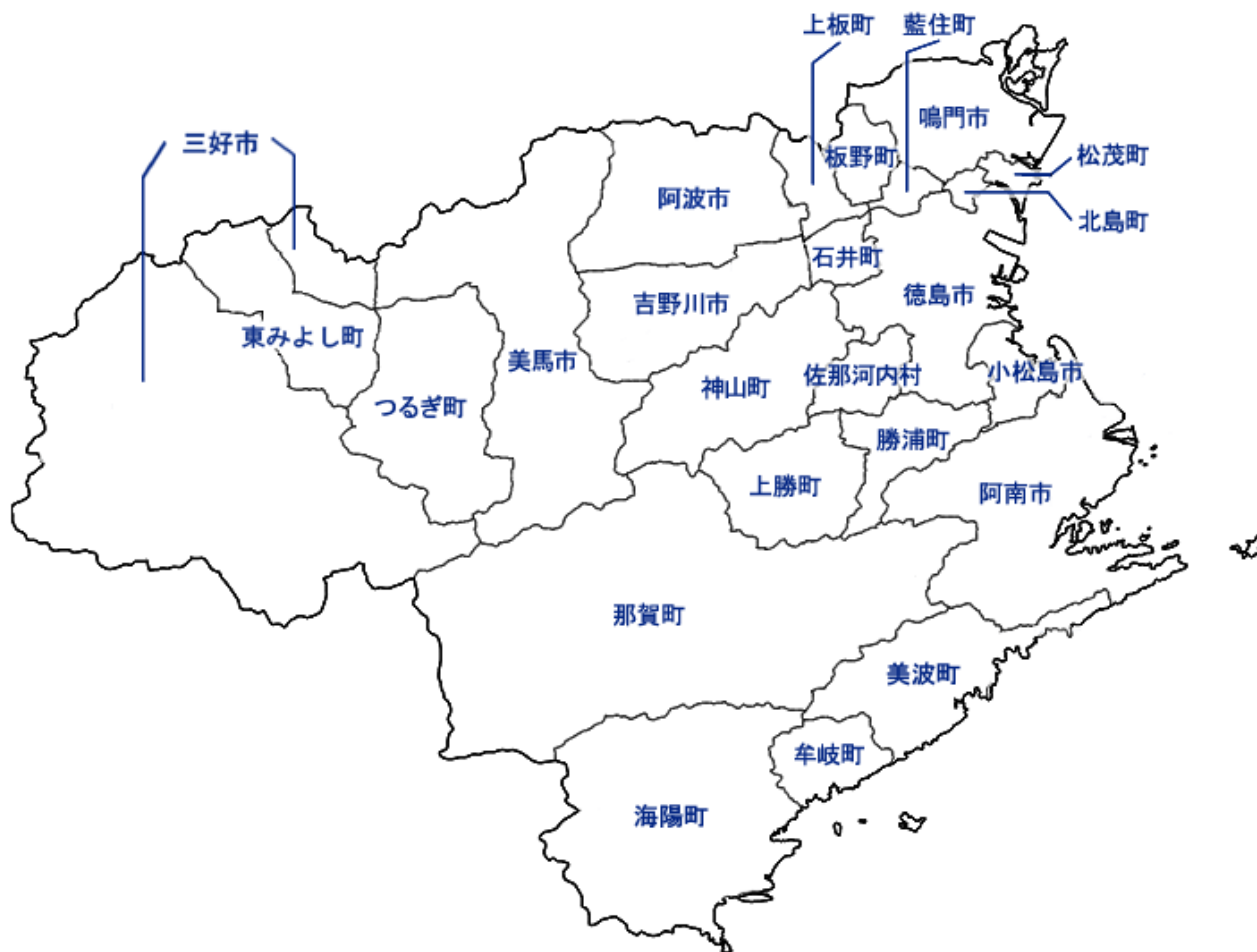
【阿波おどり】



【鳴門の渦潮】



2 徳島県内市町村の概要



市町村	人口	職員数
徳島市	243,648人	1,323人
鳴門市	51,179人	337人
小松島市	33,336人	275人
阿南市	64,995人	542人
吉野川市	35,738人	322人
阿波市	31,892人	293人
美馬市	25,588人	260人
三好市	20,715人	314人
勝浦町	4,274人	53人
上勝町	1,197人	41人
佐那河内村	1,868人	47人
石井町	23,635人	159人
神山町	4,109人	80人
那賀町	6,333人	176人
牟岐町	3,160人	63人
美波町	5,404人	101人
海陽町	7,438人	78人
松茂町	13,885人	83人
北島町	23,128人	110人
藍住町	35,069人	120人
板野町	12,420人	99人
上板町	10,624人	87人
つるぎ町	6,496人	137人
東みよし町	12,640人	138人
計	678,771人	5,238人

3 徳島県へのアクセス

徳島県観光ガイドマップより



飛行機



全国から徳島への乗継割引も充実！

東京(羽田空港)	JAL ANA 1日9便
福岡空港	JAL 1日2便
札幌(新千歳空港)	JAL 毎週3便(6月のみ火・水・土)
香港国際空港	グレートベイエアラインズ 毎週3便(月・水・土)
ソウル(仁川国際空港)	イースター航空 毎週3便(火・水・土)
	約1時間45分

鉄道



※乗換時間を含まず

新幹線	
東京	約3時間20分
名古屋	約1時間40分
新大阪	約45分
広島	約40分
博多	約1時間40分
特急いづち・しおかぜ	約1時間40分
特急南風等	約1時間10分
岡山	約2時間
高松	約1時間10分
阿波池田	約1時間10分

フェリー



和歌山港	南海フェリー	1日8便 約2時間
東京湾(有明)	オーシャン東九フェリー	1日1便 約18時間
北九州(新門司港)	オーシャン東九フェリー	1日1便 約14時間



東京IC	約630km 約7時間
名古屋IC	約330km 約4時間
吹田IC	約150km 約2時間
倉敷JCT	約130km 約2時間
高松中央IC	約70km 約1時間
松山IC	約190km 約2時間30分
新瀬中央IC	約750km 約9時間
鳥取IC	約300km 約4時間

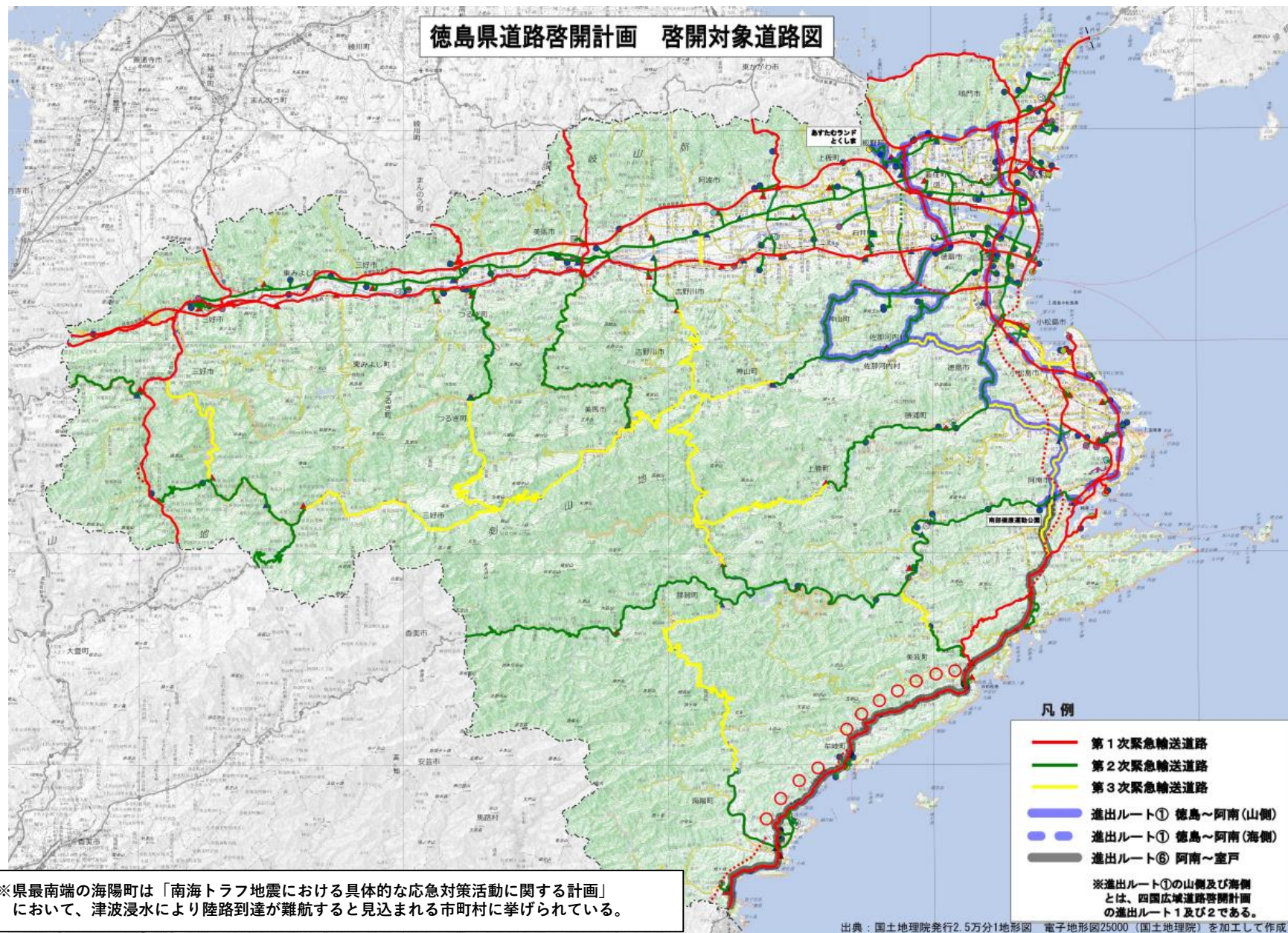
高速バス



東京	約9時間30分
岡山	約2時間30分
広島	約4時間30分
福岡	約11時間
高松	約1時間30分
高知	約3時間
松山	約3時間30分
名古屋	約6時間
京都	約3時間
関西空港	約3時間
大阪	約3時間30分
神戸	約2時間
淡路	約1時間20分
東京	約10時間
京都	約4時間
神戸	約4時間
小松島市	約2時間30分
阿波市(土成)	約3時間30分
三好市	約3時間
三好市(大歩危峡)	約30分

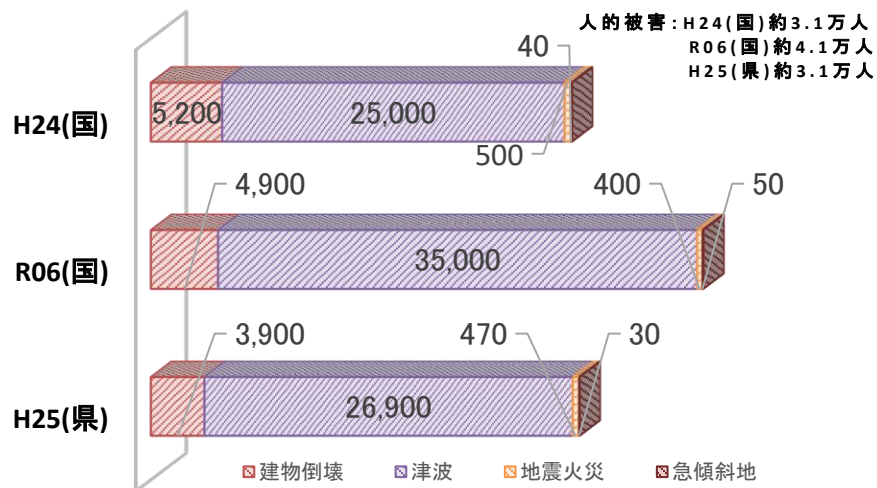
4 徳島県内の道路の整備状況

徳島県道路啓開計画 啓開対象道路図

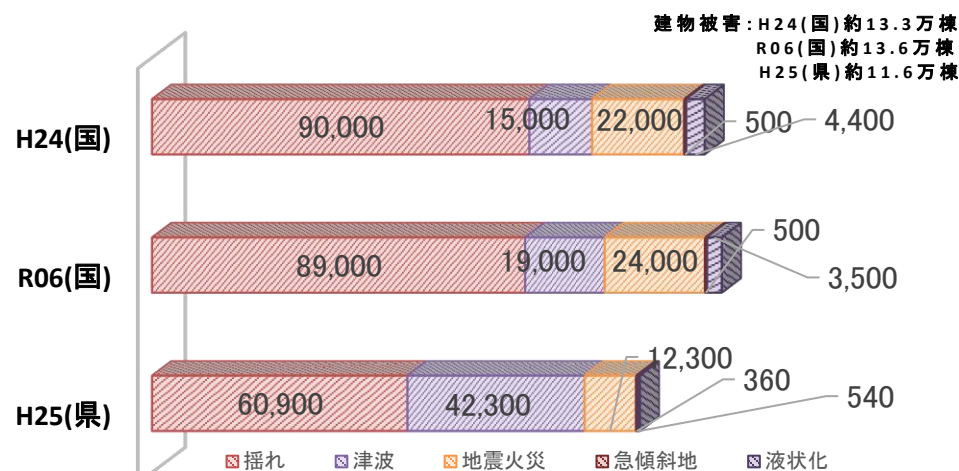


5 南海トラフ巨大地震の被害想定

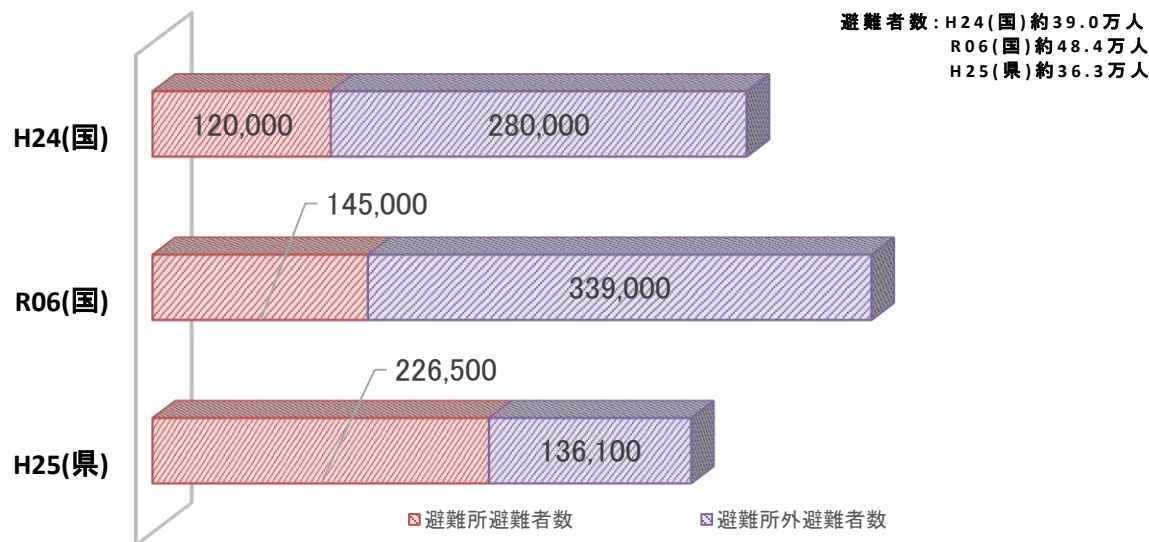
【新旧被害想定比較・人的被害】



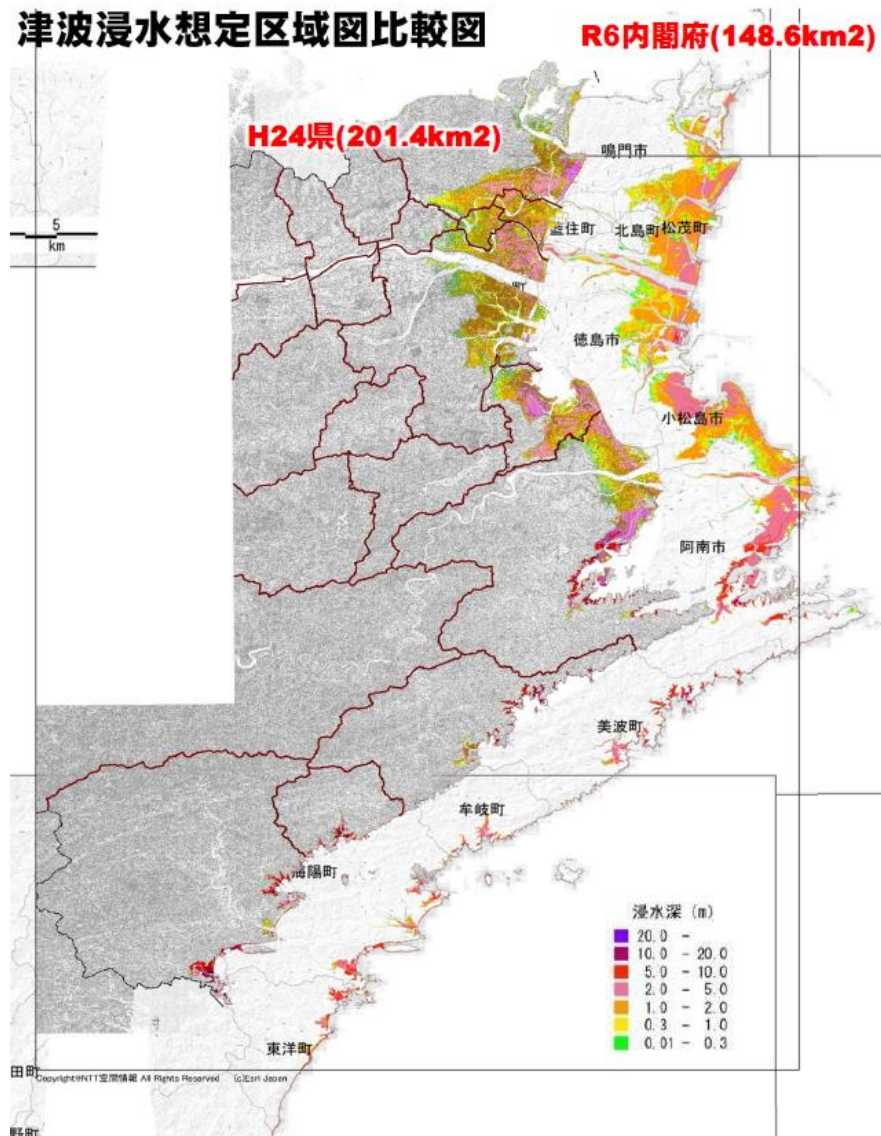
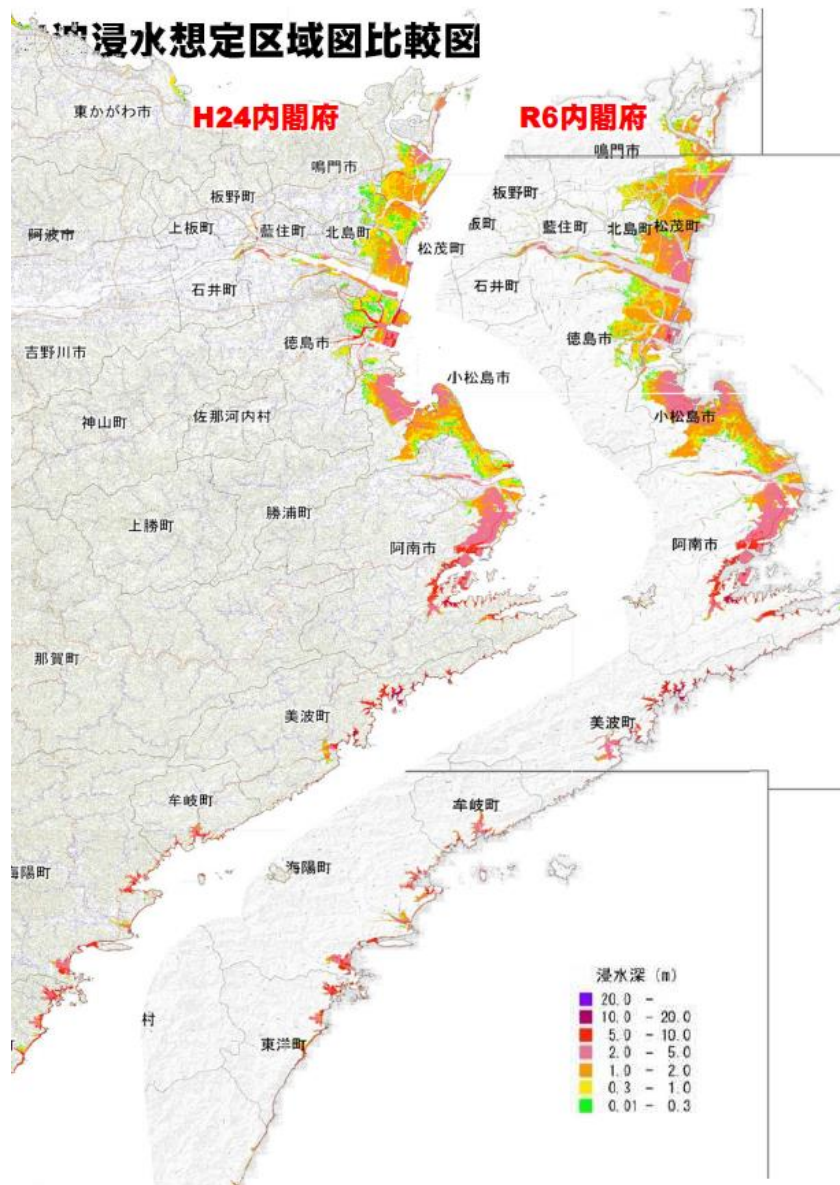
【新旧被害想定比較・建物被害】



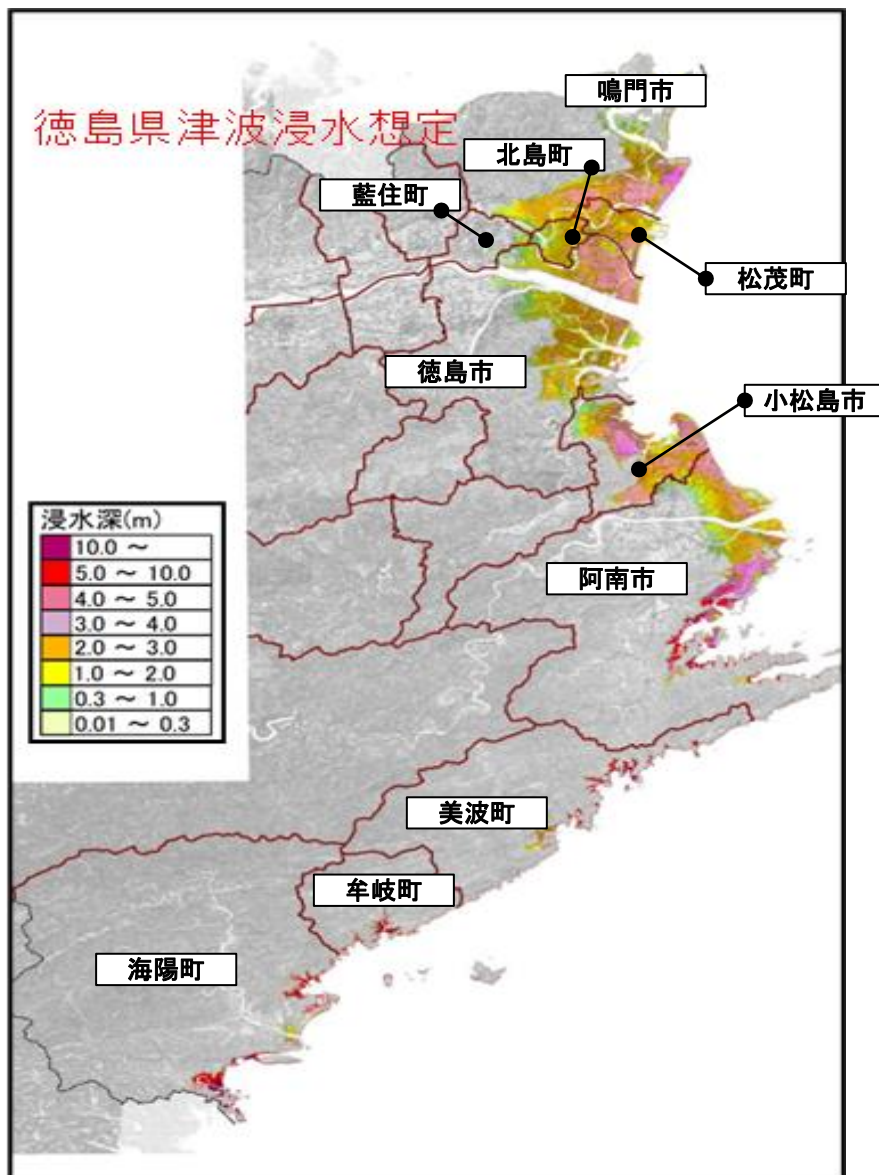
【新旧被害想定比較・避難者数】



5 南海トラフ巨大地震の被害想定



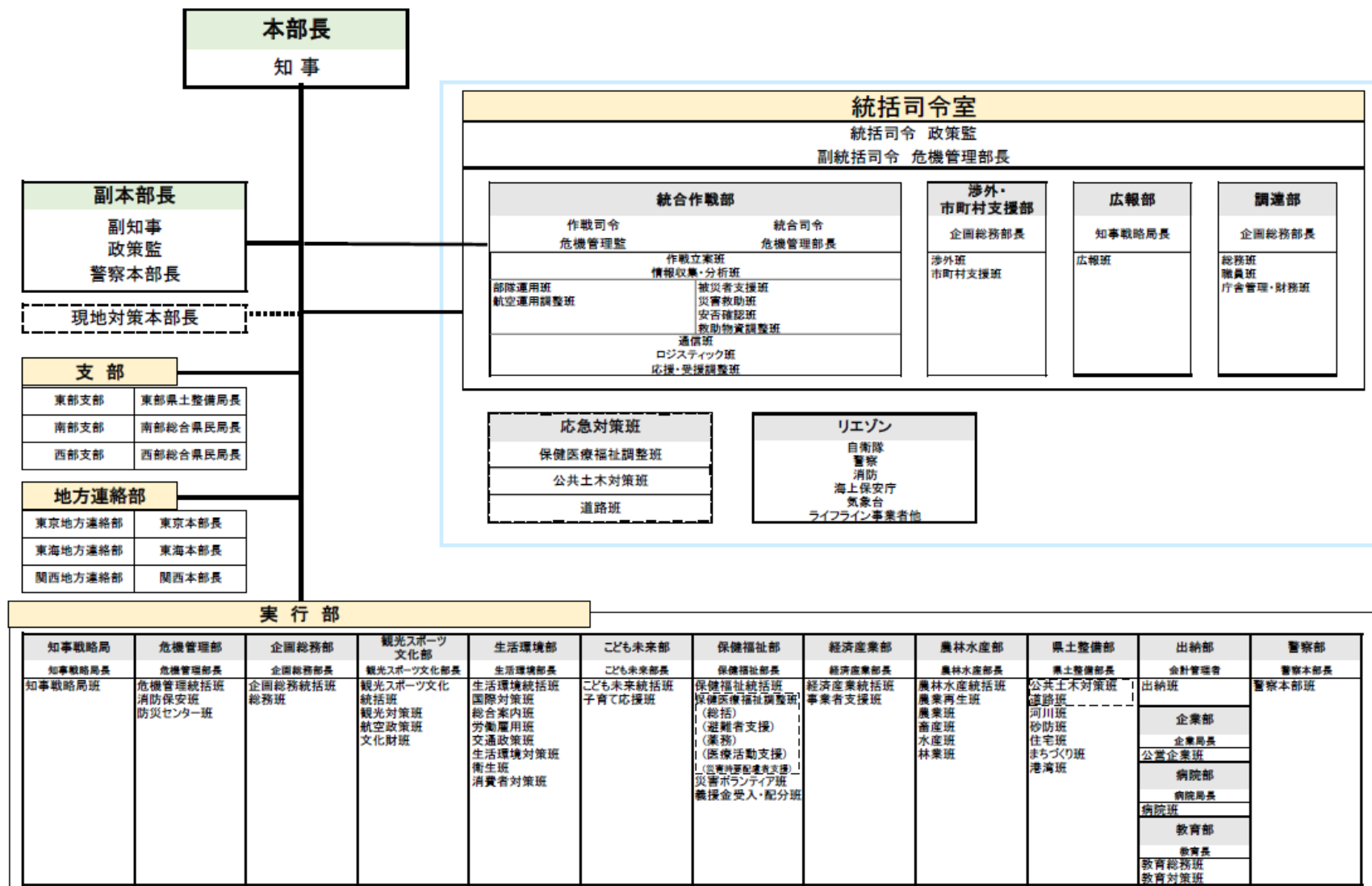
5 南海トラフ巨大地震の被害想定(市町村別(H25想定))



市町村	人口	職員数	死者数	全壊・焼失棟数	避難者数(最大)
徳島市	243,648人	1,323	10,400人	48,300棟	152,800人
鳴門市	51,179人	337	2,700人	11,900棟	32,100人
小松島市	33,336人	275	5,000人	12,400棟	29,500人
阿南市	64,995人	542	4,600人	16,000棟	44,900人
吉野川市	35,738人	322	140人	2,200棟	12,300人
阿波市	31,892人	293	100人	1,600棟	9,500人
美馬市	25,588人	260	80人	1,200棟	6,900人
三好市	20,715人	314	30人	510棟	3,000人
勝浦町	4,274人	53	30人	420棟	1,900人
上勝町	1,197人	41	10人	200棟	470人
佐那河内村	1,868	47	-	40棟	360人
石井町	23,635	159	130人	2,100棟	9,300人
神山町	4,109	80	10人	210棟	750人
那賀町	6,333	176	60人	890棟	2,500人
牟岐町	3,160	63	1,000人	2,300棟	3,100人
美波町	5,404	101	2,400人	3,300棟	4,900人
海陽町	7,438	78	2,600人	3,700棟	6,200人
松茂町	13,885	83	1,400人	2,600棟	8,000人
北島町	23,128	110	370人	2,900棟	11,300人
藍住町	35,069	120	140人	2,100棟	11,400人
板野町	12,420	99	50人	860棟	4,600人
上板町	10,624	87	30人	460棟	3,200人
つるぎ町	6,496	137	10人	160棟	1,300人
東みよし町	12,640	138	10人	200棟	2,500人
計	678,771	5,238人	31,300人	116,400棟	362,600人

6 徳島県災害対策本部について

徳島県災害対策本部の運営体制



6 徳島県災害対策本部について

西		備		体		市	
配備区分	配 備 内 容			配 備 時 期		備 考	
第1非常体制	1. 庁内関係課（出先機関を含む。）において、必要最小限の職員を第2非常体制に移行し得る態勢とする。			1. 県内に大雪注意報が発表されたとき、「大雨に関する徳島県気象情報」（線状降水帯に関するもの）が発表されたとき。		※左記の配備時期においては、関係機関等と密に連携調整を図る必要があることから「連絡本部」を設置する。	
	2. 配備につく職員は原則として通常の勤務場所において連絡活動を行うものとする。			1. 県内に震度4の地震が発生したとき、徳島県に津波注意報が発表されたとき、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき、その他、大規模な事故等の災害が発生し、大きな被害が予想されるとき。		連絡本部長：防災対策推進課長 本部員：危機管理課職員	
第2非常体制	1. 庁内関係課（出先機関を含む。）においては、必要な緊急対応人員を第3非常体制に移行し得る態勢とする。			1. 暴風、大雨、洪水警報等が発表されたとき。 2. 台風が本県を通過する可能性が高いとき。 3. 河川が氾濫注意水位に近づいたとき。		※左記の配備時期においては、大規模な被害があることから「警戒本部」及び「津波警報本部」及び「南部支部」は設置する。	
	2. 配備につく職員は、通常の勤務場所において情報連絡等を行うものとする。必要の措置を講ずるものとする。			4. 県内に震度5弱または5強の地震が発生したとき。 5. 徳島県に津波警報が発表されたとき。 6. 「顕著な大雨に関する情報」（線状降水帯）が発表されたとき、状況別警報が発表されたとき。 7. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 8. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 9. その他、大規模な事故等の災害発生し、大きな被害が予想されるとき。		警戒本部長：危機管理部長 本部員：危機管理課職員並びに関係課職員 支部長：総合県民局長及び東部県土整備局長 支部員：実施班員をあてる。	
第3非常体制	1. 県地域防災計画及び県災害対策本部条例及び県災害対策本部運営規程等に基づく人員を配備する態勢とする。			災害対策本部が設置されたとき。		※左記の配備時期においては、「災害対策本部」及び「災害対策支部」を設置する。	
	2. 災害対策本部が自動設置されたときは、全員配備態勢とする。			●自動設置 1. 県内で震度6以上の地震が発生したとき。 2. 徳島県に大津波警報が発表されたとき。 ●判断設置 1. 県内で震度5弱または5強の地震が発生したとき。 2. 県内沿岸に津波警報が発表されたとき。 3. 「顕著な大雨に関する情報」（線状降水帯）が発表されたとき、状況別警報が発表されたとき。 4. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 5. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 6. 県内で相当規模の地震が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 7. 台風等により、大規模な災害が生じ、又は発生のおそれがあるとき。 8. その他、多数の人的被害など、重大な社会影響を生じ、又はそのおそれが高まるとき。		本部長：知事 支部長：総合県民局長及び東部県土整備局長	
災害対策本部							

過去10年間の災害対策本部の設置状況

年度	事象		死者数
平成26年度	①	台風11号	
	②	台風19号	
平成27年度	③	台風11号	
平成29年度	④	台風5号	
	⑤	台風18号	
平成30年度	⑥	台風20号	
	⑦	台風21号	
	⑧	台風24号	
令和元年度	⑨	台風10号	
令和4年度	⑩	台風14号	
	⑪	大雪	
令和6年度	⑫	南海トラフ臨時情報	
	⑬	台風10号	1人

※平成26年度は、台風、大雪で鳥取県が本県を支援
(大雪は災害対策本部は設置せず。)

意見交換

(1) 徳島県庁 L0 について

○先遣隊や後続の L0 の進出手段・ルート等について

(2) 支援対象業務について

○災害マネジメント支援について

○避難所運營業務支援について

○住家認定調査・罹災証明書交付業務について

<ポイント>

- ・ 支援先市町村の割当
- ・ 応援班の派遣規模・ローテーションの想定
- ・ 支援対象業務の実施に係るタイムラインや課題 等

(3) 徳島県における受援体制について

(4) その他

○災害マネジメント（総括）支援員の登録状況

参考①

【鳥取県・新潟市の登録状況】

区分	団体名	登録人数	備考
災害マネジメント 総括支援員	鳥取県	4 人	うち市町村職員 0 人
	新潟市	5 人	
	計	9 人	
災害マネジメント 支援員	鳥取県	1 3 人	うち市町村職員 1 3 人
	新潟市	9 人	
	計	2 2 人	

【参考①：徳島県の登録状況】

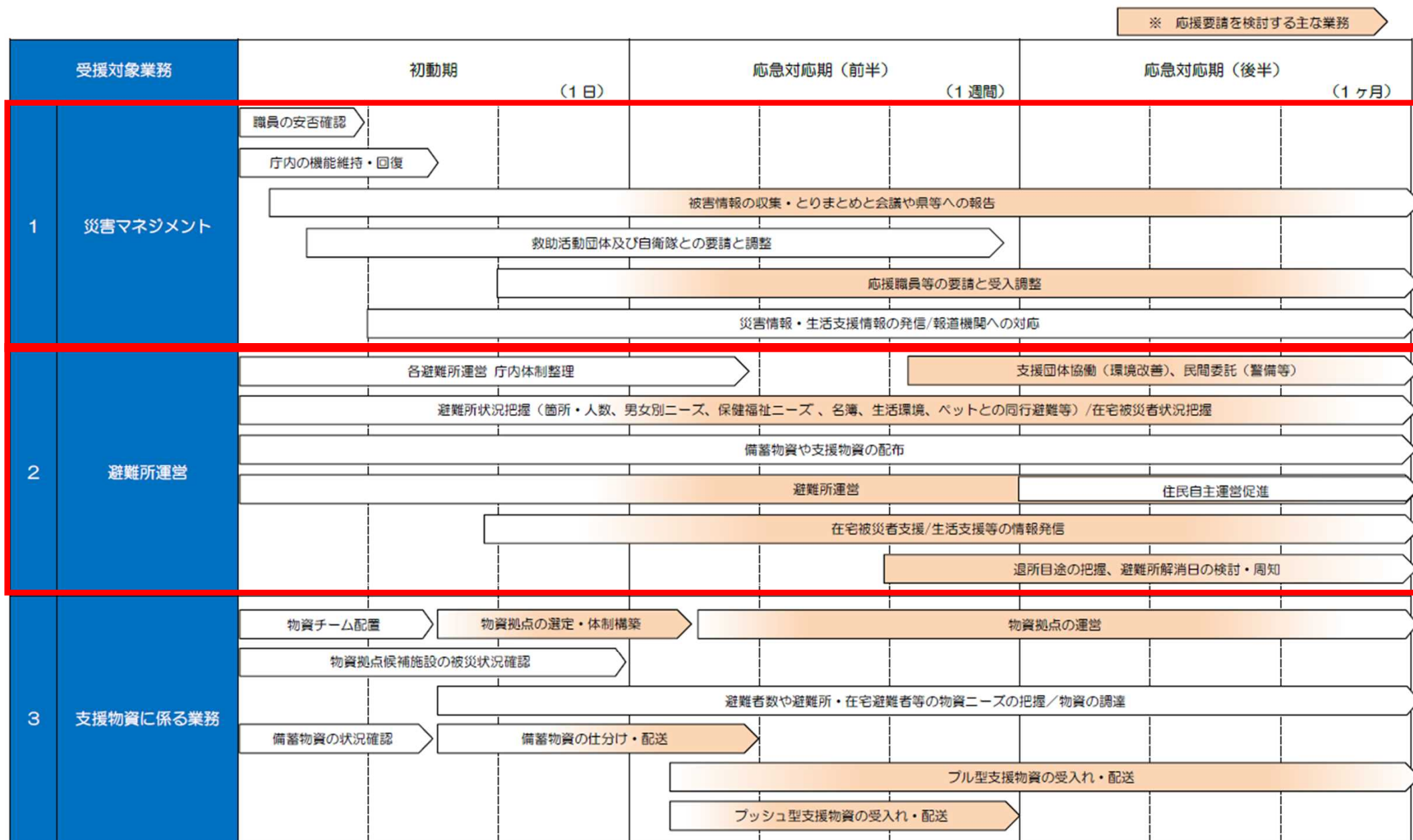
区分	団体名	登録人数	備考
災害マネジメント 総括支援員	徳島県	2 7 人	うち市町村職員 1 人
災害マネジメント 支援員	徳島県	6 4 人	うち市町村職員 4 人

【参考②：職員数（一般行政職）の状況】

団体名	職員数	内市町村職員数	備考
鳥取県	6, 9 9 1 人	4, 0 4 7 人	
新潟市	3, 7 1 3 人	-	
徳島県	8, 3 9 1 人	5, 2 3 8 人	

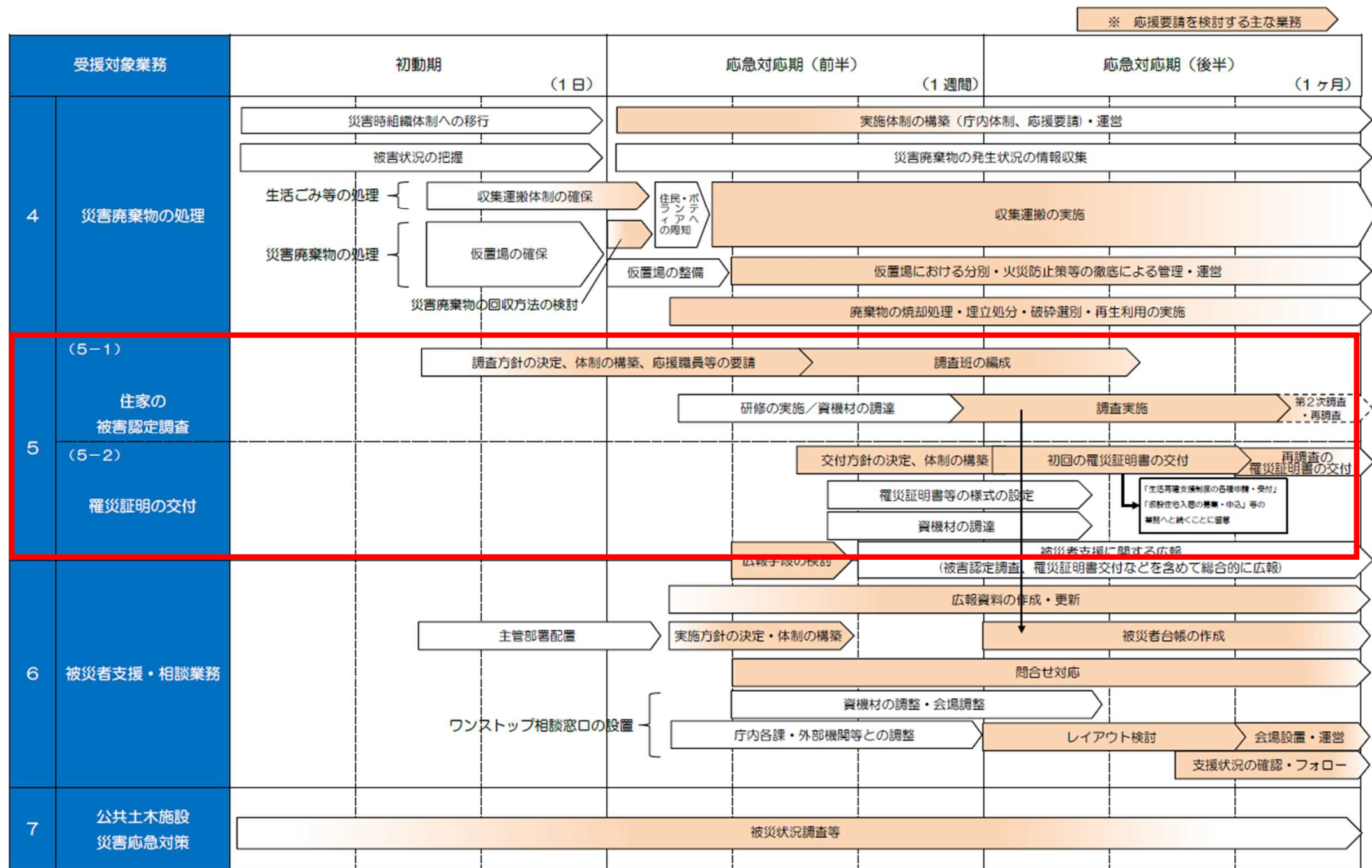
○支援対象業務のタイムライン（内閣府）

参考②



○支援対象業務のタイムライン（内閣府）

参考②



鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定

（目的）

第1条 この協定は、鳥取県及び徳島県（以下「両県」という。）のいずれかの県域において、自然災害はもとより、県民の生命、身体及び財産並びに健康に重大な被害をもたらす又はおそれのある危機事象が発生した場合（以下「危機事象発生時」という。）に、危機事象が発生した県（以下「危機事象発生県」という。）並びに市町村、企業、医療施設、福祉施設及び住民など被災地域全体に対し、応援を実施する県（以下「応援県」という。）の総力を挙げたカウンターパート制による効果的な応援及び危機事象発生県における円滑な受援が行われるとともに全国に先駆けた活動となるよう、平常時からの協力を含め、必要な事項について定める。

（県を挙げた協力体制）

第2条 応援県は、前条の目的を達成するため、応援県の総力を挙げ、県民全体で多面的、集中的に支援するよう努めるものとする。

2 両県は、本協定を円滑に実施するため、両県の市町村における相互応援体制の強化を促進するとともに、企業、医療施設、福祉施設、住民等の協力を得ながら相互応援体制を構築するものとする。

3 両県は、この協定の趣旨を広く県民に周知するものとする。

（応援内容）

第3条 応援に関してはD Xを積極的に活用し、基本的内容については、以下のとおりとする。

（1）災害対策本部運営等危機事象への応急対策、復旧・復興、通常行政事務等にかかる人的支援

（2）危機事象発生県の行政手続、情報発信に係る代替・代行支援

（3）危機事象発生県に関する情報収集及び広域応援調整

（4）物資、資機材、緊急時電源等の提供及び物資集積拠点の設置、運営支援

（5）県、市町村、企業、医療施設、福祉施設等の業務継続に係る支援

（6）一般避難所、福祉避難所の提供及び避難者の受入れ及び受入のための感染症対策の徹底強化

（7）応援県内の市町村、企業、医療機関、福祉団体、住民への協力依頼

（8）風評被害対策

（9）災害ボランティアの活動に対する支援

（10）その他必要とされる応援

（応援体制）

第4条 応援県は、危機事象発生県からの要請に基づき、県の組織を挙げて危機事象発生県を応援する体制を構築し、前条の応援を迅速に行うものとする。

2 震度6弱以上の地震が観測された場合又は危機事象発生により両県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生県からの要請がなくとも、応援県の判断により、現地連絡調整員、医師や保健師、応急危険度判定士等の人的支援、物資や資機材等の提供などを行うものとする。

3 震度7の地震が観測された場合は、危機事象発生県からの要請がなくとも、前項の応援に加え、広域応援調整、避難所運営、物資集配等への人的支援を行うものとする。

（受援体制）

第5条 危機事象発生県は、応援県の支援活動が円滑に実施できるよう情報の提供、活動拠点の確保、搬送等受入体制の整備に努めるものとする。

（平常時からの協力体制）

第6条 両県は、南海トラフ地震の切迫性を認識した上で危機事象発生時において協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時より次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

（1）防災訓練、国民保護訓練等への相互参加、助言、評価等

（2）業務継続に係る支援体制の構築

（3）避難者の受入れ並びに被災企業等の業務継続及び風評被害に対する支援の枠組みの構築

（4）日本赤十字社、社会福祉協議会、N P O等の災害ボランティア活動が円滑に行われるための、災害ボランティアの育成、活動環境の整備促進及び相互交流の支援

（5）職員の相互交流、災害対応業務の標準化等に関する共同研究及び防災・危機管理に関する研修等人材育成の共同実施

（6）全国統一の「災害情報共有基盤」の導入に向けた共同研究

（7）災害ケースマネジメントなど先駆的な取り組みの導入

（8）危機事象の予兆等に関する分析情報の共有

（相互応援活動要領）

第7条 両県は、本協定を円滑に実施するため、平常時及び危機事象発生後の時間の経過に応じ、応急対策等に係る人的支援、物資、資機材等の提供等に係る応援・受援計画を定めた「相互応援活動要領」を策定するものとする。

2 前項の「相互応援活動要領」は、新たな危機事象における教訓や訓練による検証等を踏まえ、両県で協議の上、随時見直すこととする。

（経費の負担）

第8条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた危機事象発生県の負担とする。ただし、両県の間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りでない。

（他の協定との関係）

第9条 両県は、この協定のほか、それぞれの県で自治体、各種団体、民間事業者等と別に締結している危機事象発生時の支援に関する協定等を効果的に活用して、応急対策及び復旧・復興を促進するよう努めるものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、両県で協議して定めるものとする。

（適用等）

第11条 この協定は、令和3年11月15日から適用する。

2 平成28年9月12日に締結した「鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定」は、これを廃止する。

上記のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、各自署名の上、1通を保有する。

令和3年11月15日

鳥取県
鳥取県知事

平井伸治

徳島県
徳島県知事

飯島嘉博